

令和7年第1回（1月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月24日（金）午後3時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和7年第1回（1月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さんお疲れ様です。今年になりまして第1回の農業委員会ということになるかと思えます。天気は、幸いな事にあまり雪も降らずにまずまずの状況かなと思っておりますが、非常にやはり何と言いましても、地震の影響はまだまだ解決していないところも多々見られます。一番心配なところはではないかと思えます。また農業委員会としては3月までに地域計画の策定であります。皆さんのところで計画作られているかと思えますが、一応締切りが3月末になっておりますので、ぜひ、まだの地域においてはその方向に向けていろいろと皆さん方でご意見頂ければと思っております。また昨年来ですが、米価が非常に上がったという話は過去何回か聞いていますが、たまたま今日の全国農業新聞を見ておりましたら、2024年12月末の相対取引価格が出ておりました。60キロ当たり24,665円ということですのでずっと上がっている状況です。前年対比で見ますと、6割程上がっているようです。どこまで上がるのかという状況だそうでございます。生産者にとっては、それも非常にいいことか材料の1つかなと思えます。ただその後どのような形で、この米騒動落ち着くのかということも非常に心配なところかと思えます。特に今は国の方で基本方針から、農業農村基本計画ということで基本計画の具体案につきまして、検討始めつつあるという中で、特に食料安全保障という大きな課題もあります。そういう中で、米を今後どうしていくのかという非常に大きな問題の方に浮上しつつありますし、それが担い手の問題、或いは最近の言葉で言いますと、スマート農業とよく言われておりますけど、スマート農業と担い手を結びつけた形で基本の中で予算を取っていかうというような動きもあるとお聞きしております。今日の午前中、国会で総理の所信表明をしておりましたが、残念ながら農業のことについてあまり聞けなかったのですが、厳しい状況が今年もあるように思っておりますが、今年また1年間宜しく願いしたいと思います。ただ今年7月改選時期ということでございますが、そのまま継続の方それから辞められる方が出てくると思いますが、とりあえず皆様と一緒に7月まで一緒にやっていければと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>

欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>本日の欠席委員は 前多委員、村井委員、大田委員、3 名であります。</p> <p>それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員に 3 番 今本委員、 6 番 高橋委員 をお願いいたします。</p> <p>次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。</p> <p>本日、現地調査にあたられました、 3 番 今本委員 6 番 高橋委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議案書の訂正	会 長	<p>議案審議の前に議案書の訂正があります。事務局よりお願いします。</p>
	事 務 局	<p>議案書の訂正をお願いします。</p> <p>議案書 6 ページ整理番号 1 番の地目ですが、「台帳 畑」と記載してありますが、正しくは「台帳 田」であります。訂正をお願いします。大変申し訳ありませんでした</p>
議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	<p>議案審議に入る前に議案第 1 号整理番号 3 番について、末廣委員が関係している案件であります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」との規定により、まず先に、整理番号 1 番と 2 番を審議し、次に整理番号 3 番についての審議を進めて参りますのでよろしくお願い致します。</p>
	会 長	<p>それでは「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 1 番 2 番を議題とし事務局の説明を求めます。」</p>
	事 務 局	<p>【議案第 1 号 整理番号 1 番から 2 番について朗読説明】</p> <p>整理番号 1 番については、譲渡し人が遠方により管理が難しいことから譲受人が耕作されます。</p> <p>整理番号 2 番については、住宅裏の畑であり今回住宅も含めて購入されます。</p> <p>許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。</p> <p>これで、議案第 1 号整理番号 1 番及び 2 番の説明を終わります。</p>

議案第1号 農地法第3条 許可申請	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	高橋委員 現地調査 本日、13時30分より今本委員・事務局と現地調査してきました。 ・整理番号1番 今回所有者の方が大阪の遠方によって、この譲受人の方が中沼地区の生産者ということで問題ないと思います。 ・整理番号2番 住宅も含めて、この土地を買われるということで綺麗になったので問題ないと思います。
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号1番 前多委員欠席により事務局より報告 特に問題はないということで連絡を受けました。 ・整理番号2番 中村委員 住宅とともに農地を買うということで、現在まで耕作されている土地なので問題はないかと思えます。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号1番及び2番は原案のとおり許可決定致します。
	会 長	続きまして、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号3番の説明に入りますので、末廣委員の退室を求めます。 【末廣委員 退室】
	会 長	それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号3番を議題とし事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号 整理番号3番について朗読説明】 整理番号3番について譲受人作業場の隣接地であり規模拡大であります。	

<p>議案第1号 農地法第3条 許可申請</p>	<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>当番委員</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>許可基準については、お手元に配布しております「農地法第3条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第3条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。これで、議案第1号整理番号3番の説明を終わります。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p> <p>高橋委員 現地調査 ・整理番号3番 末廣委員が田んぼを買われて、田んぼをするということで、綺麗に起こしてありましたので問題ないと思います。</p> <p>この件につきまして、地区担当委員が申請人ですので、私の方からの意見としたいと思います。 ・整理番号3番 会長 今程の話もありましたがほ場そのものについては、綺麗になっておりますし他に影響を与えるような状況でもございませんので、妥当ではないかと見ております。</p> <p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>全員の挙手により、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号3番は原案のとおり許可決定致します。</p> <p>それでは、末廣委員の入室をお願いします。</p> <p>【末廣委員 入室】</p>
<p>議案第2号 農地法第4条 許可申請</p>	<p>会長</p> <p>会長</p>	<p>続きまして、議案第2号整理番号1番についてこちらも、長原委員が関係している案件でありますので、議事に参与することができません。説明に入りますので長原委員の退出をお願いします。</p> <p>【長原委員 退室】</p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第4条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>

議案第2号 農地法第4条 許可申請	事務局	<p>【議案第2号 整理番号1番についてを朗読説明】</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第4条・5条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>整理番号1番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第3種農地と判断できます。個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わります。</p>
	会長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	<p>高橋委員 現地調査</p> <p>・整理番号1番</p> <p>自分の農地に家を建てるということで、特に問題ないんじゃないかなと思いました。</p>
	会長	<p>この件につきまして、こちらも地区担当委員が申請人ですので、私の方からの意見としたいと思います。</p> <p>・整理番号1番 会長</p> <p>状況として震災により自己所有地に建てるという事ですので問題はないかと思えます。</p>
	会長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会長	全員の挙手により「議案第2号 農地法第4条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
	会長	<p>それでは、長原委員の入室をお願いします。</p> <p>【長原委員 入室】</p>
議案第3号 農地法第5条 許可申請	会長	続きまして、「議案第3号 農地法第5条許可申請に対する意見決定について」を議題としとして事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>【議案第3号 整理番号1番から8番についてを朗読説明】</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第4条・5条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p>

<p>議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番から 7 番については「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。</p> <p>整理番号 8 番については、5 筆は「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。1 筆（5 番 2）については、「住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり が 10ha 未満」の農地との理由により第 2 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「申請に係る農地に隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うもの」に該当すると判断できます。また、当該申請地は整地のみであることから開発行為には該当していないことは担当課に確認済みであります。</p> <p>また、整理番号 3 番については、すでに従業員駐車場として一部使用されていることから、始末書が提出されていることを補足いたします。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 3 号の説明を終わります</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>今本委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番・整理番号 2 番 道路沿いでありまして、境界もしっかりしてしまして何の問題もないと思います。 ・整理番号 3 番 隣接地は自動車工場の駐車場として利用しており、そこから拡張という形で利用されることです。以前よりすでに駐車場として一部利用していることから始末書も提出されていますので特に問題はないかなとそう思っています。 ・整理番号 4 番 ここは以前も一時転用で工事事務所として利用されていたようで今回新たな建設会社が工事事務所として利用ということで、これも特に問題ないかと思えます。 ・整理番号 5 番 家の敷地内で梅畑のところを今回自己住宅用地ということで、これも問題無いのかなとっております。

<p>議案第3号 農地法第5条 許可申請</p>	<p>当番委員</p> <p>会長</p> <p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号6番・整理番号7番 隣接して住宅と、共同住宅用地として、道路沿いでもありますので特に問題はないとみてきました。 ・整理番号8番 現在は荒れたと状態ですけれども、隣地に影響もないことから特に問題ないかと思えます。 この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。 ・整理番号1番 竹田委員 住宅地として、横の隣接する土地に小さい畑がありました。駐車場用地ということで特に問題ないと思えます。 ・整理番号2番 中村委員 この場所は4区画ありまして、順番に自己住宅用地として申請が提出されています。問題はないかと思えます。 ・整理番号3番 今本委員（現地報告により割愛） ・整理番号4番 末廣委員 現状畑ということですが、もう綺麗になっていて、別に問題はないかと思えます。 ・整理番号5番 末廣委員 ここは自己住宅用地として整備したという事です。住宅地の中ですし親子関係でもありますので問題ないと思えます。 ・整理番号6番 長原委員 住宅地内の農用地ということで、家の周辺に家庭菜園等ありますけれども、特に問題はないかと思えます。 ・整理番号7番 長原委員 ここ6番の近いところですが、ここも本当に住宅地の中の農用地ということで、問題はないかと思えます。 ・整理番号8番 長原委員 一応開発といいますか車両置き場ということで、計画では、1ha以上は超えるようでありまして。ただその中に農地があるということで今回申請されたようです。これは大崎区の方でもいろいろ話聞きましたけれども、現状は雑木林で荒れておりますが、周辺に住宅も農
----------------------------------	-------------------------------------	---

<p>議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員 会 長 会 長</p>	<p>地も影響はないと思います。</p> <p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により「議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
<p>議案第 4 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競売買受適 格証明願に対 する証明決定</p>	<p>会 長 事 務 局 会 長 当番委員 会 長</p>	<p>続きまして、「議案第 4 号 農地法第 5 条の適用を受ける競売買受適格証明願に対する証明決定」を議案とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 4 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番については、議案第 3 号整理番号 8 番と同一事業であります。「住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり 10ha 未満」の農地との理由により第 2 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「申請に係る農地に隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うもの」に該当すると判断できます。</p> <p>また、適格証明を交付した者が最高落札した場合、落札を証したものを添付し農地法第 5 条申請を行うこととなります。適格証明の申請と内容に変更がない限り、今回の審議をもって第 5 条許可申請の審議に換えさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。</p> <p>高橋委員 現地調査 ・整理番号 1 番 内容が少し難しいのですが、現状とても荒れていますので周辺の農地への影響もないと思いますので問題ないかなと思います。</p> <p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>

<p>議案第 4 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競売買受適 格証明願に対 する証明決定</p>	<p>地区担当委員</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>・整理番号 1 番 長原委員</p> <p>今程事務局から説明のあった通りですけれども、議案第 3 号の整理番号 8 番に関する転用ということでここは競売物件ということでそれを競売物件の資格を取るための申請ということで、特にこの車両現場の続きということですので、特に問題はないかと思えます。</p> <p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により「議案第 4 号農地法第 5 条の適用を受ける競売買受適格証明願に対する証明決定」については原案のとおり証明決定致します。</p>
<p>議案第 5 号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認</p>	<p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>続きまして、議案第 5 号の審議に移ります。本議案についても末廣委員が関係している案件となっています。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、該当案件に係る委員は議事に参与することが出来ません。</p> <p>それでは「議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」の説明に入りますので、末廣委員の退室を求めます。</p> <p>【末廣委員 退室】</p> <p>それでは「議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>【議案第 5 号 整理番号 1 番から 80 番について朗読説明】</p> <p>本案件につきましては、農地中間管理事業によっていしかわ農業総合支援機構へ貸付けるものであり、当該申請地の属する地区の圃場整備事業に伴って申請されたものです。</p> <p>農用地利用集積計画が本市基本構想に適合しており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により「議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」は原案のとおり承認いたします。</p>

議案第5号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認	会 長	それでは末廣委員の入室をお願いします。
		【末廣委員 入室】
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第1号 農地法第3条 の3第1項の 規定による届 出	事 務 局	【報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について】 朗読説明
	会 長	報告案件は以上です。
	会 長	以上で、第1回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動1.1.1運動」についてですが、 今月は農業委員12番・1番・推進委員Aグループの方からご報告 をお願いします。
	当番委員	12番 村井委員 欠席
		1番 油野委員 今月私の質疑、のところの案件はなかったんですけど、令和6年度 の4月から令和7年1月までの私担当地区の転用件数は、14件で 1.2haでした。だんだん外日角・白尾地区では高齢化に伴いまして、 農業している方も減りまして、用途地域でもありますので住宅建設 が進んでおります。この前ニュースで見ましたが、公務員の職務専 念義務について、今後、農業の労働の担い手といいますか、労働人 口が減っていますので、兼職も可能になってきているような案件が 国会にでておりました。それだけ深刻になっていると感じました。

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>当番委員</p>	<p>Aグループ推進委員 酒尾委員 毎回毎回お話ししていますが、イノシシについて山際に電気柵を張っていますが、やはり家の近くまで日中でないのですがハウスの近くまで来てようです。足跡で確認がとれますが、イノシシです。防柵していても一緒だなということ、やっぱり恒久柵をある程度はこれから考えていかないといけないと思っています。予算的にも結構費用はかかりますので、いろいろな要望等していければいいなと思っています。また、先程、会長からもお米の値段についてお話がございましたが、値段が上がったことに生産者として喜んでいますが、ただテレビの話ですが、消費者は値段が上がると大都市の方は日本産ではなくカリフォルニア米等も視野に入れて販売していくような事見ました。生産者としては悩ましいところでございます。</p>
<p>管内情勢</p>	<p>会 長</p>	<p>地域計画はどうなっていますか。</p>
<p>その他</p>	<p>酒尾委員</p>	<p>地域計画は、10月に実施して私も区長の立場でもあったので、参加しております。生産組合、農事組合法人のメンバーで指江はもう基盤整備しておりますので、基本的にはもうそれで大丈夫なのかなと思っております。</p>
<p>その他</p>	<p>当番委員</p>	<p>東委員 私からは、ほ場整備に関してですが、当初未相相続が2件ありまして整備した区域の中に1件ありまして、令和3年2月に報告はしていますが、相続対象者12名もいてなかなか手続きに苦労しておりましたが、手続きがようやく整いました。近いうちに、登記がされるだろうという状況でございます。これから中間管理機構への集積ということで、手続きを踏みたいと思っております。 それと去年11月ですが中沼地内の自宅近くでしたが、クマができて大騒動になりました。近くに柿の木がありまして、その柿の実を食べにきていたようです。最終的には夏栗集落の方にも足跡があったということです。</p>
<p>その他</p>	<p>当番委員</p>	<p>根布委員 2・3日前のことですけど、1月の大寒最中でまた雪もなく、そしたら玄関の前で青い小さい虫がいるので、これは何かと思ったら緑の小さいカメムシがおりまして、今年もまたカメムシが多いのかなという感じがしました。私の在所ですけど、今年カメムシにより二等米になった方が何名もおります。私もその中の1人でしたが、防除なり草刈をしているのですが今年もまた同様に多いのではないのかなと思います。もう1点ですがほ場整備の関係で工事ですが、</p>

閉 会	当番委員	まだ遅れていてこれ春に間に合うのかとちょっと心配です。7年度の資材をもう発注しまして、一部ものが来ております、耕作できるのか情報等が入りましたら宜しくお願いします。
	会 長	ありがとうございました。次回は、2番 長原委員、3番 今本委員、来月はBグループの推進委員さんをお願いいたします。
	会 長	続きまして、河北郡市の農業情勢についてですが村井委員が欠席ですので次回とします。
	会 長	その他について、事務局よりお願いいたします。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借料情報について ・令和7年度かほく市農業委員会総会等の開催日程について
	事務局長	<p>次回、2月の総会は、2月26日（水）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。</p> <p>現地調査の当番委員の方は、7番 竹田委員、9番 末廣委員です。推進委員の方は、Bグループとなります。よろしくお願いたします。</p> <p>今月（1月）の委員報酬は、2月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>
	会 長	他に何かございませんか。
	会 長	無いようでしたら令和7年1回（1月）の農業委員会総会を終了いたします。

【16時50分終了】

議事録署名委員

会長



3番



6番

